

第3章 工場・事業場の監視・指導状況

I 概 要

工場・事業場（以下「工場等」という。）の排出水等に係る監視業務として、水質汚濁防止法（以下「法」という。）、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）に基づき工場等の設置許可指導、排出水等の検査による基準遵守の監視、排水基準違反に対する改善指導等を実施した。

水質総量規制に係る監視業務として、対象工場等からの報告書に基づいて化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量（以下「汚濁負荷量」という。）を監視するとともに、排水量5,000m³/日以上かつCODの汚濁負荷量が50kg/日以上 of 工場等に対しては、発生源水質自動監視システム（以下「システム」という。）による監視を実施した。

そのほか、油浮遊などの水質事故調査、八都県市首脳会議の合意による東京湾の富栄養化対策等の推進を実施した。

II 背 景

法及び条例に基づく排水基準は、工場等からの排出水等の水質を規制することによって公共用水域の水質汚濁を防止し、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として設定されている。

本市における水質汚濁の状況は、昭和20年代の産業復興の時代、昭和30、40年代の経済の飛躍的発展の時代において、工業化及び都市化が進行したことにより顕在化してきた。

公共用水域には維持することが望ましい水質レベルとして環境基準が定められており、環境基準を指標として、公共用水域の水質を監視している。

平成20年度の公共用水域の水質測定結果によると、シアン、カドミウム等の健康項目では、河川、海域の全ての地点で環境基準を達成している。

生活環境項目では河川のBODについては、川崎市河川水質管理計画に定める環境目標の適合率が92%（平成19年度は100%）であり、海域のCODについては、環境基準の適合率が100%（平成19年度も100%）となっている。

さらに、全窒素・全リンについては、海域の12測定地点のうち全窒素が2地点で環境基準に適合し、また全リンが3地点で適合していたのみであり、公共用水域の保全が十分とはいえない状況にある。このような背景により、水質汚濁の要因となる工場等の排出水の監視を行った。

III 法・条例による監視・指導

1 届出状況

平成20年度における法に基づく届出件数は284件あり、このうち法第10条（氏名の変更、特定施設の廃止等）の届出件数が129件と最も多く、次いで、法第5条（特定施設の設置）の届出件数が70件、法第7条（特定施設の構造及び排水系統等の変更）の届出件数が60件、法第11条（承継）の届出件数が14件、法第14条第3項（汚濁負荷量の測定手法）の届出件数が11件であった。

また、区別では、川崎区が157件と最も多く、次いで高津区が62件、麻生区が29件、宮前

区が16件、多摩区が13件、中原区が7件であった。(表Ⅲ－1)

法に基づく特定事業場数は、平成21年3月31日現在で627社あり、区別にみると高津区が最も多く159社で、次いで川崎区が151社、宮前区が96社となっており、幸区が最も少なく5社であった。(表Ⅲ－2)

特定事業場を排水規模別に区分すると、日平均排水量が 50m^3 /日未満のものが556社、 50m^3 /日以上 400m^3 /日未満のものが22社、 400m^3 /日以上 $1,000\text{m}^3$ /日未満のものが46社であった。 400m^3 /日以上 $1,000\text{m}^3$ /日未満のものは臨海部の工場等が9割以上を占めていた。(表Ⅲ－2)

特定事業場をその工場等の代表的な特定施設でみると、洗濯業の用に供する洗浄施設(特定施設番号67)を有するものが145社、自動式車両洗浄施設(特定施設番号71)を有するものが111社、指定地域特定施設(処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽)を有するものが47社、科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設等(特定施設番号71の2)を有するものが47社等であった。(表Ⅲ－3)

なお、これらの特定事業場数には公共下水道の分流区域に所在し、公共下水道に排出しているものが含まれている。

2 立入検査・調査

(1) 法令等に基づく排水基準等の監視

法及び条例に基づいた工場等の排水等について、排水基準等の遵守状況を監視するため、工場等に対して立入検査を行い、排水口において排水を検査した。

検査数は、夜間検査(3社10検体)を含め延べ240社、422検体、3,700項目であった。このうち排水基準等に違反した工場等は延べ24社あり、違反率は10.0%であった。業種別では倉庫業が4社と最も多く、次いで金属製品製造業が3社、窯業・土石製品製造業が3社、運輸に付帯するサービス業が3社であった。(表Ⅲ－4, 5, 6, 7, 図Ⅲ－1)

(2) ダイオキシン類に係る立入検査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場は23社で、そのうち、4社に立入検査を実施した。

(3) その他の立入検査等

法及び条例の届出、申請に基づく工場等の確認検査が121社、廃止・変更未届け事業場現場確認調査が41件、水質事故に係る立入検査が5社であった。(表Ⅲ－4)

3 行政措置の状況

排水基準等の違反、水質関係事故等のあった工場等に対しては、公害防止体制の強化並びに、排水処理施設の改善及び維持管理の徹底等について指導を行っているが、平成20年度においては、法及び条例に定める排水基準に違反した24社に対して文書指導を行った。(表Ⅲ－5)

4 水質総量規制基準等の監視

人口・産業等が集中し汚濁の著しい東京湾・伊勢湾・瀬戸内海の広域的な閉鎖性水域の実効ある水質改善を図るため、昭和53年6月にCODを指定項目とする水質総量規制が導入され、平成14年10月からの第5次総量規制では窒素含有量、りん含有量が指定項目に追加され、平成19年9月に第6次総量規制が施行された。

水質総量規制の対象工場等は、日平均排水量が50m³以上の指定地域内の特定事業場で、汚濁負荷量（特定排出水の濃度×特定排出水の量）の測定義務が課せられている。

また、汚濁負荷量の排出許容量が定められており、特定事業場から報告される汚濁負荷量測定結果報告書に基づいて遵守状況を監視した。平成20年度は、63社から1日当り8.7tのCOD、13.6tの窒素、0.71tのりんが排出された。

5 水質事故処理状況及び苦情処理状況

水質事故は49件発生しており、流域別では多摩川水系が27件、鶴見川水系が11件、海域が11件であった。なお、地下浸透に係る事故の発生はなかった。事故の種類別では、油浮遊が21件と最も多く、次いで着色水が18件、濁水が8件、魚死亡が0件、その他が2件であった。原因が判明した水質事故は8件で、工場・事業場によるものが2件、建設工事が5件、船舶が0件、その他が1件であった(表Ⅲ-8)。

苦情発生件数は6件であった。原因別の苦情内容は、油浮遊が0件、着色水が1件、その他が5件であった(表Ⅲ-9)。

Ⅳ 工場・事業場の監視・指導関連資料

表Ⅲ—1	水質汚濁防止法に基づく届出件数	90
表Ⅲ—2	排水量規模別特定事業場数	90
表Ⅲ—3	特定施設別特定事業場数	91
表Ⅲ—4	立入検査等種類別工場等数	93
表Ⅲ—5	行政措置状況	93
図Ⅲ—1	排水基準等不適合事業場の業種別内訳	93
表Ⅲ—6	排水水等検査数	94
表Ⅲ—7	排水基準違反項目別工場等数	94
表Ⅲ—8	水質事故処理状況	96
表Ⅲ—9	苦情発生状況	99

表Ⅲ－１ 水質汚濁防止法に基づく届出件数

条 項 区 名	第 5 条 設 置	第 6 条 使 用	第 6 条 第 3 項 経過措置	第 7 条 構 造 及 び 排 水 系 統 の 変 更	第 10 条 氏 名 変 更 及 び 廃 止	第 11 条 承 継	第 14 条 第 3 項 測 定 手 法	計
川崎区	4 7	0	0	3 9	5 3	7	1 1	1 5 7
幸 区	0	0	0	0	0	0	0	0
中原区	1	0	0	0	6	0	0	7
高津区	9	0	0	1 5	3 6	2	0	6 2
宮前区	3	0	0	1	1 1	1	0	1 6
多摩区	3	0	0	0	9	1	0	1 3
麻生区	7	0	0	5	1 4	3	0	2 9
合 計	7 0	0	0	6 0	1 2 9	1 4	1 1	2 8 4

表Ⅲ－２ 排水量規模別特定事業場数

区 名 排水量	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
5 0 m3/日未満	9 2 (2 1)	3 (1)	4 4 (4)	1 5 8 (2 6)	9 4 (7)	8 9 (1 6)	7 9 (9)	5 5 6 (8 4)
5 0 ～ 4 0 0 m3/ 日未満	1 6 (7)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (0)	2 2 (1 0)
4 0 0 m3/日以上	4 3 (2 1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	4 6 (2 4)
合 計	1 5 1 (4 9)	5 (2)	4 5 (5)	1 5 9 (2 7)	9 6 (8)	9 0 (1 7)	8 1 (1 0)	6 2 7 (1 1 8)

注：() 内は、有害物質を使用する特定事業場数

表Ⅲ－３ 特定施設別特定事業場数

代表特定施設又は代表特定施設に係る業種		特定事業場数	5 0 m3／日以上
1	鉱業・水洗炭業		
1 の 2	畜産農業	5	
2	畜産食料品製造業	6	1
3	水産食料品製造業		
4	保存食料品製造業	1	
5	みそ・しょう油・食用アミノ酸・グルタミン酸・ソース・ソーダ・食酢製造業	2 (1)	1 (1)
6	小麦粉製造業		
7	砂糖製造業		
8	パン・菓子製造業・製あん業		
9	米菓製造業・こうじ製造業	1	
10	飲料製造業	1	
11	動物系飼料・有機質肥料製造業	1	
12	動植物油脂製造業		
13	イースト製造業		
14	でん粉・化工でん粉製造業		
15	ぶどう糖・水あめ製造業		
16	めん類製造業	2	
17	豆腐・煮豆製造業	3 2	
18	インスタントコーヒー製造業		
18 の 2	冷凍調理食品製造業	1	
18 の 3	たばこ製造業		
19	紡績業，繊維製品の製造・加工業	4	
20	洗毛業		
21	化学繊維製造業		
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業		
21 の 3	合板製造業		
21 の 4	パーティクルボード製造業		
22	木材薬品処理業		
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	5 (2)	
24	化学肥料製造業	1 (1)	1 (1)
25	か性ソーダ・か性カリ製造業		
26	無機顔料製造業		
27	その他の無機化学工業製品製造業	2	1
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業		
29	コールドタル製品製造業		
30	発酵工業		
31	メタン誘導品製造業		
32	有機顔料・合成染料製造業		
33	合成樹脂製造業	1 2 (3)	1 0 (3)
34	合成ゴム製造業	2 (1)	2 (1)
35	有機ゴム薬品製造業		
36	合成洗剤製造業	1 (1)	1 (1)
37	その他の石油化学工業	1 0 (7)	9 (7)
38	石けん製造業		
39	硬化油製造業		
40	脂肪酸製造業		
41	香料製造業		
42	ゼラチン・にかわ製造業		
43	写真感光材料製造業		
44	天然樹脂製品製造業		
45	木材化学工業		
46	その他の有機化学工業製品製造業	5 (3)	3 (3)

代表特定施設又は代表特定施設に係る業種		特定事業場数	5 0 m ³ /日以上
47	医薬品製造業	1	
48	火薬製造業		
49	農薬製造業		
50	試薬製造業		
51	石油精製業	3 (2)	3 (2)
51の2	自動車用タイヤ・チューブ、ゴムホース、工業用ゴム、更生タイヤゴム板製造業		
51の3	医薬用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋、糸ゴム、ゴムバンド製造業		
52	皮革製造業		
53	ガラス・ガラス製品製造業	5 (1)	2 (1)
54	セメント製品製造業		
55	生コンクリート製造業	1 7 (1)	
56	有機質砂かべ材製造業		
57	人造黒鉛電極製造業		
58	窯業原料精製業	1	
59	砕石業		
60	砂利採取業		
61	鉄鋼業	7 (3)	4 (3)
62	非鉄金属製造業		
63	金属製品製造業・機械器具製造業	1 0 (1)	
63の2	空きびん卸売業		
64	ガス供給業・コークス製造業		
64の2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道	5	
65	酸・アルカリによる表面処理施設	3 9 (1 7)	6 (5)
66	電気めっき施設	1 4 (6)	1 (1)
66の2	旅館業	1 3	
66の3	共同調理場		
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業	7	1
66の5	飲食店	1	
66の6	そば店・うどん店・すし店・喫茶店		
66の7	料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ		
67	洗たく業	1 4 5 (2 1)	
68	写真現像業	1 2	
68の2	病院	5	
69	と畜業・死亡獣畜取扱業		
69の2	中央卸売市場	1	1
69の3	地方卸売市場		
70	廃油処理施設		
70の2	自動車分解整備事業	3	
71	自動式車両洗浄施設	1 1 1 (1)	1
71の2	研究・試験・検査・専門教育機関	4 7 (2 0)	2 (2)
71の3	一般廃棄物処理施設	4	
71の4	産業廃棄物処理施設	8 (5)	2 (1)
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	4 (4)	
71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設	1 (1)	
72	し尿処理施設	8	1
73	下水道終末処理施設	4 (4)	4 (4)
74	共同処理施設	9 (1)	6 (1)
	指定地域特定施設	4 7	4
合 計		6 2 7 (1 0 7)	6 8 (3 7)

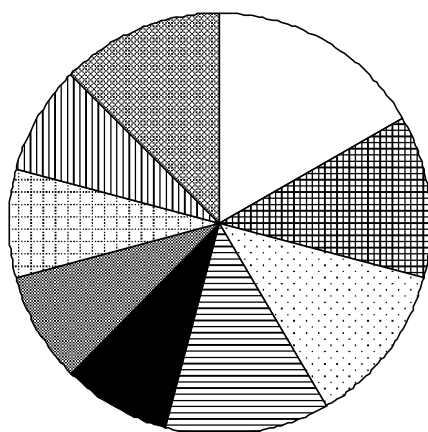
注：() 内の値は、有害物質を使用する特定事業場数

表Ⅲ－４ 立入検査等種類別工場等数

	法対象工場等		条例その他工場等	
	立入数	分析数	立入数	分析数
排水検査（昼間）	2 1 2	2 1 2	2 6	2 5
（夜間）	3	3	0	0
法及び条例の届出確認	1 2 1		6	
廃止等未届事業場現場確認	4 1		0	
ダイオキシン類対策特別 措置法届出確認	4	4		
水質事故調査			5	
合 計	3 8 1	2 1 9	3 6	2 5

表Ⅲ－５ 行 政 措 置 状 況

措 置 内 容	適 用 法 令	件 数
停止命令及び改善命令	法第13条第1項	0
	条例第54条第1項	0
文 書 指 導		2 4
口 頭 指 導		0
計		2 4



- 倉庫業4件
- ▨ 金属製品製造業3件
- ▤ 窯業・土石製品製造業3件
- ▧ 運輸に付帯するサービス業3件
- 石油製品・石炭製品製造業2件
- ▩ 洗濯業2件
- ▦ その他の小売業2件
- ▯ 社会保険・社会福祉・介護事業2件
- ▧ その他3件

図Ⅲ－１ 排水基準不適合事業場の業種別内訳

表Ⅲ－６ 排水水等検査数

項 目 調 査 区 分		工場等数	検体数	生活環境項目								特殊項目							
				pH	C O D	B O D	浮遊物質 質量	n－ヘキサン	全窒素	全 磷	フエノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	ニッケル	色汚染度	水温
昼 間	海域 (50m ³ 以上/日)	122	276	276	276	4	6	5	256	256	28	41	40	46	41	43	39	0	276
	海域 (50m ³ 未満/日)	70	83	83	80	0	1	3	3	3	1	10	10	10	10	10	10	0	83
	河川 (50m ³ 以上/日)	15	22	22	22	22	17	10	21	21	10	10	10	10	10	12	10	0	22
	河川 (50m ³ 未満/日)	30	31	31	18	11	4	0	3	3	0	13	13	13	13	13	13	0	31
夜 間	海域 (50m ³ 以上/日)	2	6	6	6	0	0	0	6	6	1	1	1	1	1	1	1	0	6
	河川 (50m ³ 以上/日)	1	4	4	4	4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		240	422	422	406	41	32	18	293	293	39	75	74	80	75	79	73	0	422

表Ⅲ－７ 排水基準違反項目別工場等数

業 種 項 目	工場等数	検体数	生活環境項目							特殊項目							
			pH	COD	BOD	浮遊物質質量	n－ヘキサン	全窒素	全燐	フェノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	ニッケル	色汚染度
倉 庫 業	4	4		4		1	1										
金属製品製造業	3	3									2				1		
運輸に付帯するサービス業	3	3		3													
窯業・土石製品製造業	3	3	2	2													
石油製品製造業	2	2		2													
洗 濯 業	2	2		2													
その他小売業	2	2		2													
介護事業	2	2		2													
そ の 他	3	3	1					1									
合 計	24	24	3	17													

有 害 物 質																									
カドミウム	シアン	有機燐	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1 2ジクロロエタン	1 1ジクロロエチレン	1 2ジクロロエチレン	1 1 1トリクロロエタン	1 1 2トリクロロエタン	1 3ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ふつ素	ほう素	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
14	31	0	25	24	15	9	6	50	50	50	50	50	11	11	50	50	5	4	4	4	67	13	34	26	6
12	8	0	13	15	6	3	2	9	9	9	9	9	1	1	9	9	1	0	0	0	4	2	7	6	41
10	10	0	12	12	10	10	10	13	13	13	13	13	12	12	13	13	10	10	10	10	10	10	12	10	0
11	9	0	11	13	0	0	0	9	12	9	9	9	0	0	9	9	0	0	0	0	1	0	9	5	12
0	0	0	1	1	0	0	0	2	2	2	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	2	0	1	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	58	0	62	65	31	22	18	84	87	84	84	84	24	24	84	84	16	14	14	14	84	25	47	63	59

有 害 物 質																										
カドミウム	シアン	有機燐	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1 2ジクロロエタン	1 1ジクロロエチレン	1 2ジクロロエチレン	1 1 1トリクロロエタン	1 1 2トリクロロエタン	1 3ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ふつ素	ほう素	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
																							1			
																								1		

表Ⅲ - 8 水質事故処理状況

No.	発生年月日	発生場所	事故区分	事故原因	事故時の措置・対策
1	20・ 4・28	平瀬川 (宮前区菅生)	着色水	不明	現地調査
2	20・ 5・ 1	平瀬川 (宮前区平)	着色水	工事現場から白濁水が流出した。	始末書の提出を指示した。
3	20・ 5・15	平瀬川 (宮前区菅生)	着色水	不明	現地調査
4	20・ 5・21	京浜運河 (川崎区千鳥町)	その他	不明	現地調査
5	20・ 5・22	真福寺川 (麻生区王禅寺西)	着色水	不明	現地調査
6	20・ 5・29	矢上川 (宮前区宮崎)	着色水	工事現場から白濁水が流出した。	始末書の提出を指示した。
7	20・ 6・ 8	平瀬川 (宮前区菅生)	着色水	不明	現地調査
8	20・ 6・11	池上運河 (川崎区水江町)	油浮遊	不明	船舶で走行拡散を実施した。
9	20・ 6・13	有馬川 (宮前区東有馬)	着色水	不明	現地調査
10	20・ 6・14	平瀬川 (宮前区菅生)	着色水	不明	現地調査
11	20・ 6・17	平瀬川 (宮前区水沢)	着色水	不明	現地調査
12	20・ 6・17	山下川 (多摩区寺尾台)	濁水	工事現場から茶濁水が流出した。	始末書の提出を指示した。
13	20・ 6・21	矢上川 (宮前区宮前平)	着色水	不明	現地調査
14	20・ 7・ 9	田辺運河 (川崎区扇町)	油浮遊	不明	現地調査

No.	発生年月日	発生場所	事故区分	事故原因	事故時の措置・対策
15	20・ 7・ 9	二ヶ領用水（中原区上小田中）	油浮遊	転倒した潤滑油入りの缶から油が流出した。	事故の再発防止を指導した。
16	20・ 7・11	平瀬川（宮前区水沢）	着色水	不明	現地調査
17	20・ 7・16	川崎港（川崎区東扇島）	油浮遊	不明	吸着マットで油を回収した。
18	20・ 7・22	平瀬川（宮前区菅生）	着色水	不明	現地調査
19	20・ 7・23	麻生川（麻生区金程）	着色水	不明	現地調査
20	20・ 7・30	平瀬川（宮前区菅生）	濁水	不明	現地調査
21	20・ 8・10	矢上川（宮前区野川）	油浮遊	不明	現地調査
22	20・ 8・14	平瀬川（宮前区菅生）	濁水	不明	現地調査
23	20・ 8・22	平瀬川（宮前区菅生）	着色水	不明	現地調査
24	20・ 9・ 1	平瀬川（宮前区菅生）	濁水	不明	現地調査
25	20・ 9・ 4	多摩川（高津区二子）	着色水	不明	簡易水質測定を実施した。
26	20・ 9・ 6	麻生川（麻生区下麻生）	着色水	不明	現地調査
27	20・ 9・16	二ヶ領本川（高津区久地）	油浮遊	不明	現地調査
28	20・ 9・19	矢上川（中原区井田）	濁水	工事現場から濁水が流出した。	事故の再発防止を指導した。
29	20・10・ 3	多摩川（川崎区港町）	油浮遊	不明	吸着マットで油を回収した。

No.	発生年月日	発生場所	事故区分	事故原因	事故時の措置・対策
30	20・10・ 4	多摩川 (宮前区初山)	濁水	不明	現地調査
31	20・10・ 8	多摩川 (高津区久地)	油浮遊	不明	吸着マットで油を回収した。
32	20・10・14	多摩川 (高津区久地)	油浮遊	不明	吸着マットで油を回収した。
33	20・10・14	田辺運河 (川崎区扇町)	油浮遊	不明	油吸着剤で油膜を回収した。
34	20・10・18	麻生川 (麻生区片平)	その他	不明	現地調査
35	20・10・19	水江運河 (川崎区夜光)	油浮遊	不明	吸着マットで油の回収と油分散剤で分散処理し、船舶で走行拡散した
36	20・10・24	川崎港 (川崎区浮島町)	油浮遊	貨物車から軽油が流出した。	始末書の提出を指示した。
37	20・10・31	平瀬川 (高津区久地)	油浮遊	不明	吸着マットで油を回収した。
38	20・11・ 5	京浜運河 (川崎区東扇島)	油浮遊	不明	吸着マットで油の回収と油中和剤で中和処理し、船舶で走行拡散した
39	20・11・ 8	二ヶ領用水 (高津区久地)	油浮遊	不明	吸着マットで油を回収した。
40	20・11・27	三沢川 (多摩区菅北浦)	油浮遊	工事現場から燃料油が流出した。	始末書の提出を指示した。
41	20・12・16	三沢川 (多摩区菅)	着色水	不明	現地調査
42	20・12・17	平瀬川 (宮前区初山)	油浮遊	不明	現地調査
43	20・12・17	川崎港 (川崎区東扇島)	油浮遊	不明	船舶で走行拡散を実施した。
44	20・12・18	矢上川 (宮前区宮崎)	着色水	工事現場から塗料が流出した。	始末書の提出を指示した。

No.	発生年月日	発生場所	事故区分	事故原因	事故時の措置・対策
45	21・ 1・23	平瀬川 (高津区久地)	油浮遊	不明	吸着マットで油を回収した。
46	21・ 1・23	平瀬川 (宮前区平)	着色水	不明	現地調査
47	21・ 2・ 4	末広運河 (川崎区夜光)	油浮遊	不明	吸着マットで油を回収した。
48	21・ 2・16	矢上川 (高津区久末)	着色水	不明	現地調査
49	21・ 2・25	塩浜運河 (川崎区水江町)	油浮遊	不明	吸着マットで油を回収した。

表Ⅲ - 9 苦情発生状況

No.	発生年月日	発生場所	区分	原因	指導・対策
1	20・ 4・ 1	麻生区片平	その他	洗濯機の排水が雨水側溝に流出した。	下水に接続するよう指導した。
2	20・ 4・22	麻生区片平	その他	馬房を清掃した汚水を河川に流した。	始末書の提出を指示した。
3	20・ 7・14	宮前区水沢	その他	不明	現地調査
4	20・ 7・24	麻生区黒川	その他	不明	現地調査
5	20・ 8・13	宮前区宮崎	着色水	排水管から白濁水が漏洩した。	始末書の提出を指示した。
6	21・ 3・23	中原区宮内	その他	不明	現地調査

V 発生源自動監視システムによる監視

1 監視状況

昭和53年6月、法の一部改正により、人口・産業等が集中し汚濁の著しい広域的な閉鎖性水域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）の水質改善を図るため、従来の濃度規制に加え、CODに係る水質総量規制が導入された。

本市では、総量規制の遵守状況の把握を目的として、対象工場等のうち、排水量が5,000m³/日以上で、かつCODの汚濁負荷量が50kg/日以上の工場等を対象に、昭和58年からシステムによるCOD総汚濁負荷量の排出状況を常時監視している。また、法の一部改正により、指定項目（規制項目）に窒素含有量とりん含有量が追加されたことから、平成16年9月1日から全窒素総汚濁負荷量及び全りん総汚濁負荷量の排出状況の常時監視を開始した。

平成20年度の常時監視対象事業場数は18事業場（表Ⅳ-1）となっており、本市の対象工場等から排出される全汚濁負荷量の8割以上をシステムにより把握している。

表Ⅳ-1 システム対象工場等（平成21年3月末現在）

番号	工場等名	業 種 ^{*1}
1	昭和電工（株）川崎事業所	化学工業
2	昭和電工（株）川崎事業所（千鳥）	化学工業
3	旭化成ケミカルズ（株）川崎製造所	化学工業
4	日本ゼオン（株）川崎工場	化学工業
5	川崎化成工業（株）川崎工場（千鳥）	化学工業
6	新日本石油精製（株）川崎製造所浮島地区	化学工業
7	新日本石油精製（株）川崎製造所川崎地区	化学工業
8	味の素（株）川崎事業所	食料品製造業
9	（株）YAKIN川崎	鉄 鋼 業
10	JFEスチール（株）東日本製鉄所（京浜地区）	鉄 鋼 業
11	東燃ゼネラル石油（株）川崎工場	石油製品製造業
12	東亜石油（株）京浜製油所水江工場	石油製品製造業
13	東亜石油（株）京浜製油所扇町工場	石油製品製造業
14	川崎市入江崎水処理センター	水 道 業
15	川崎市加瀬水処理センター	水 道 業
16	川崎市等々力水処理センター	水 道 業
17	川崎市麻生水処理センター	水 道 業
18	三栄レギュレーター（株）東京工場	製 紙 業

備考）*1 業種は、総務省『日本標準産業分類』の中分類による。

*2 全窒素総汚濁負荷量及び全りん総汚濁負荷量の常時監視は、東燃ゼネラル石油（株）川崎工場を除く。

2 監視結果

(1) 経年変化等の状況

平成20年度のCOD総汚濁負荷量は8.32t/日で、前年度と比べて0.13t/日減少した。また、過去10年のピークである平成10年度と比較すると、10%減少している。平成16年9月から常時監視を開始した全窒素総汚濁負荷量及び全りん総汚濁負荷量は、12.76t/日及び0.63t/日であった。

表Ⅳ－2 システム対象工場等の排出状況

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
排水量 ($\times 10^5 \text{m}^3/\text{日}$)	7.21	6.96	7.02	6.99	6.73	6.76	6.52	6.62	6.93	6.82	7.18
COD総汚濁負荷量 (t/日)	9.26	8.60	8.62	8.32	7.87	8.10	7.61	7.92	8.43	8.45	8.32
全窒素総汚濁負荷量 (t/日)	—	—	—	—	—	—	14.11	13.84	14.23	13.64	12.76
全りん総汚濁負荷量 (t/日)	—	—	—	—	—	—	0.53	0.57	0.62	0.63	0.63

備考) 排水量は、特定施設から生じる排水量であり、特定事業場の排出口における水量とは異なる。

平成20年度のシステム対象工場等における常時監視の結果、排出が許容される汚濁負荷量を超過した工場等はなかった。

(2) 業種別負荷量排出状況

平成20年度の業種別汚濁負荷量は、CODでは、水道業が4.71t/日で業種別汚濁負荷量の57%、化学工業が2.18 t/日で同26%を占め、この2業種で83%を占めている。全窒素では、水道業が7.37 t/日で業種別汚濁負荷量の58%、化学工業が2.34 t/日で同18%を占め、この2業種で76%を占めている。全りんでは、水道業が0.58 t/日で業種別汚濁負荷量の92%を占めている。(表Ⅳ－3)

表Ⅳ－３ 業種別汚濁負荷量

単位：t／日

業種別	水道業	化学工業	その他*1	総汚濁負荷量
工場等数	4	7	7	18
COD総汚濁負荷量	4.71	2.18	1.43	8.32
全窒素総汚濁負荷量	7.37	2.34	3.05	12.76
全りん総汚濁負荷量	0.58	0.04	0.01	0.63

*1 鉄鋼業、食料品製造業、製紙業及び石油製品製造業

(3) 月別排出状況

月別の総汚濁負荷量は、CODでは最大が6月の9.17 t／日、最小が1月の7.51 t／日、全窒素では最大が4月の13.84 t／日、最小が10月の11.55 t／日、全りん最大が11月の0.72 t／日、最小が10月の0.53 t／日であった。

表Ⅳ－４ 月別排出状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
排水量 ×10 ⁵ m ³ /日	7.53	7.83	7.96	6.98	7.26	7.90	7.30	6.68	6.85	6.43	6.74	6.84	7.19
COD総汚濁 負荷量 t／日	9.01	9.07	9.17	8.57	8.30	8.55	8.31	7.92	8.02	7.51	7.52	7.87	8.32
全窒素総汚濁 負荷量 t／日	13.84	13.66	13.31	12.96	12.09	12.51	11.55	12.42	12.75	12.51	12.84	12.74	12.76
全りん総汚濁 負荷量 t／日	0.66	0.63	0.64	0.58	0.70	0.61	0.53	0.72	0.62	0.54	0.71	0.64	0.63

備考) 排水量は、特定施設から生じる排出水量であり、特定事業場の排出口における水量とは異なる。

3 まとめ

平成20年度におけるシステムによる監視結果は次のとおりである。

- (1) システム対象工場等(18)において、排出が許容される汚濁負荷量を超過したものはなかった。
- (2) システム対象工場等(18)の総汚濁負荷量は、CODが8.32 t／日、全窒素が12.76 t／日、全りんが0.63 t／日であった。
- (3) 業種別では、水道業がCODで57%を、全窒素で58%を、全りん92%を占めていた。